

三重県特定非営利活動促進法等施行規則(平成10年10月16日三重県規則第69号)

【沿革】平成11年12月3日三重県規則第115号改正
平成13年3月30日三重県規則第52号改正
平成14年3月29日三重県規則第35号改正
平成15年4月15日三重県規則第52号改正
平成15年8月8日三重県規則第71号改正
平成16年3月31日三重県規則第22号改正
平成16年12月28日三重県規則第84号改正
平成17年3月7日三重県規則第9号改正
平成17年10月21日三重県規則第76号改正
平成18年1月10日三重県規則第5号改正
平成18年3月31日三重県規則第53号改正
平成19年5月22日三重県規則第44号改正
平成20年3月26日三重県規則第23号改正

(趣旨)

第一条 この規則は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下「法」という。)及び三重県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年三重県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立認証申請書)

第二条 条例第二条の申請書は、設立認証申請書(第一号様式)とする。

(受理通知書)

第三条 知事は、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付された前条、第八条及び第十四条の申請書並びに法第二十六条第一項の規定により変更前の所轄庁を經由して提出された所轄庁の変更を伴う第八条の申請書を受理した場合においては、その受理の日を附記した書面でその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(公告及び公衆の縦覧)

第四条 条例第二条第五項の公告は、三重県公報に登載して行う。

2 条例第二条第五項の公衆の縦覧は、三重県生活・文化部において行う。

(認証の通知及び公告)

第五条 知事は、法第十条第一項、法第二十五条第三項及び法第三十四条第三項に規定する認証をした場合は、遅滞なく、その旨を当該特定非営利活動法人の主たる事務所の存する市町の長に通知するとともに、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 認証年月日

二 特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

2 前項に規定する公告については、前条第一項の規定を準用する。

(設立登記完了届出書)

第六条 法第十三条第二項の届出書は、設立登記完了届出書(第二号様式)とする。

(役員の変更等届出書)

第七条 法第二十三条第一項の規定による届出は、役員の変更等届出書(第三号様式)により行うものとする。

2 法第二十三条第二項の規定の適用を受ける場合における条例第二条第四項の適用については、同項中「申請の日」とあるのは、「届出の日」とする。

(定款変更認証申請書)

第八条 条例第三条の申請書は、定款変更認証申請書(第四号様式)とする。

(定款変更届出書)

第九条 法第二十五条第六項の規定による届出は、定款変更届出書(第五号様式)により行うものとする。

(事業報告書等提出書)

第九条の二 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、事業報告書等提出書(第五号様式の二)により行うものとする。

(閲覧の場所)

第十条 条例第五条第一項の閲覧については、第四条第二項の規定を準用する。

(閲覧用書類提出書)

第十条の二 条例第五条第二項の規定による書類の提出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- 一 設立又は合併の認証を受けた場合 設立又は合併の認証に係る閲覧用書類提出書(第五号様式の三)
- 二 定款の変更の認証を受けた場合 定款の変更の認証に係る閲覧用書類提出書(第五号様式の四)

(解散認定申請書)

第十一条 条例第六条の申請書は、解散認定申請書(第六号様式)とする。

(解散届出書等)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散届出書(第七号様式)により行うものとする。

2 前項の解散届出書には、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(残余財産譲渡認証申請書)

第十三条 条例第七条の申請書は、残余財産譲渡認証申請書(第八号様式)とする。

(合併認証申請書)

第十四条 条例第八条第一項の申請書は、合併認証申請書(第九号様式)とする。

(合併登記完了届出書)

第十五条 法第三十九条第二項において準用する法第十三条第二項の届出書は、合併登記完了届出書(第十号様式)とする。

(清算人就職届出書等)

第十六条 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人就職届出書(第十一号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し

なければならない。

(清算終了届出書等)

第十七条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了届出書（第十二号様式）により行うものとする。

2 前項の届出書には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付しなければならない。

(検査職員の身分証明書)

第十八条 法第四十一条第三項の職員の身分を示す証明書は、第十三号様式とする。

(情報提供を受けた書類の写しの閲覧)

第十九条 条例第十条の閲覧については、第四条第二項の規定を準用する。

(書面の保存等における情報通信の技術を利用する方法)

第二十条 条例第十一条第二項の作成は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製する方法により行わなければならない。

第二十一条 条例第十一条第二項の備置きは、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法

2 特定非営利活動法人が、前項の規定による備置きを行う場合は、必要に応じて、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成することができなければならない。

第二十二条 条例第十一条第二項の閲覧は、同項に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成十年十二月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月三日三重県規則第百十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日三重県規則第五十二号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月二十九日三重県規則第三十五号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年四月十五日三重県規則第五十二号）
この規則は、平成十五年五月一日から施行する。

附 則（平成十五年八月八日三重県規則第七十一号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日三重県規則第二十二号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年十二月二十八日三重県規則第八十四号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日三重県規則第九号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県規則第七十六号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年一月十日三重県規則第五号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十一日三重県規則第五十三号抄）
（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年五月二十二日三重県規則第四十四号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十六日三重県規則第二十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項及び第一号様式から第十二号様式までの改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。